



# 「組織強化・拡大」の着実な前進に向けて、 新たな5カ年の取組みをスタート!

生保労連は、1月13日に開催した第59回中央委員会において、「組織強化・拡大」の着実な前進と、「働きがい・生きがいをもてる職場づくり」に向けて、今後5年間(2026年1月から2030年8月まで)を取組み期間とする新たな中期取組み方針を決定しました。今号では、「『組織強化・拡大』の着実な前進に向けた中期取組み方針」の概要とポイントについてご紹介します。

労働組合が職場の声を真に代表し、組合員のみなさんの期待に応えていくためには、組織の強化・拡大に継続的に取り組み、組合活動のさらなる活性化をはかることが重要です。

特に、組合活動への「男女共同参画」については、女性が約9割を占める組織であることを踏まえ、重点的に進める必要があります。本取組みは、2024年度に生保労連全体での各組合本部役員の女性比率がはじめて30%を超えるなど、着実な前進がはかられているものの、すべての組合での達成には至っていないなど、未だ道半ばの状況にあります。こうしたことから、新たに右記の方針を掲げ、取組みを推進することとしました。

今後は、この新方針に基づき、生保労連・各組合一体となって、取組みを展開していきます。

「『組織強化・拡大』の着実な前進に向けた中期取組み方針」の詳細はこちら



## <「『組織強化・拡大』の着実な前進に向けた中期取組み方針」の全体像(概略)>

組織の「強化」および「拡大」に継続的に取り組み、さらなる「組合活動の活性化」をはかる

### 組織「強化」

- 労働組合活動のさらなる活性化
- 組合活動における「男女共同参画」の推進
- ★意思決定の場への女性の参画 **到達ガイドラインを設定**

### 組織「拡大」

- 組織化対象の検討  
(定年後再雇用者、パート契約社員の組織化など)
- 当該従業員のニーズ把握と意見集約

### ★女性本部役員に関する「到達ガイドライン」

◎各組合の本部役員に占める女性の割合について、以下の到達ガイドラインの達成をめざす

	区分	内容
各組合	30%未到達組合	・早期に本部役員に占める女性の割合30%到達をはかる
	30%到達組合	・各職種・職場の人数や男女比率に留意したバランスのよい選出をはかる ・女性役員の継続的な選出をはかる ・三役への女性の積極的な登用をはかる
全組合平均	—	・30%以上の継続的な達成をはかる(全組合女性本部役員数÷全組合本部役員数)

※役員数に会計監査は含まない

◎あわせて、2030年までに、全組合が上記割合「30%以上」の達成をめざす